

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月14日
【会社名】	Jトラスト株式会社
【英訳名】	J Trust Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 信義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒田 一紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒田 一紀
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注)会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償である。  新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 113,069,318,400円 (注)上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	Jトラスト株式会社 大阪支店 (大阪市中央区北浜四丁目4番12号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) (注1)平成25年6月24日付で大阪支店は下記に移転する予定である。 大阪市都島区東野田二丁目8番8号 (注2)株式会社大阪証券取引所は、平成25年7月16日付で株式会社東京証券取引所と現物市場を統合する予定である。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

##### （1）【募集の条件】

発行数（本新株予約権の総数）	62,816,288個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	該当事項なし。
申込期間	該当事項なし。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	該当事項なし。
払込期日	該当事項なし。
割当日	平成25年5月31日
払込取扱場所	該当事項なし。

##### （注）1 取締役会決議日

平成25年5月14日開催の当社取締役会決議による。

##### 2 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記注3に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）、

##### 3 株主確定日

平成25年5月30日

##### 4 割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てる。

##### 5 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同じ。）

平成25年5月31日

##### 6 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込数である。従って、本有価証券届出書に記載の本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主か否かに関わらない数であるが、下記注9に記載の外国居住株主による本新株予約権の行使の制限を受けない外国居住株主に対する割当てについては、50名以上の者を相手方として行われる募集に該当し、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることが見込まれるため、これに関し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、平成25年5月14日付で臨時報告書を提出している。

## 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 8 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。

## 9 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国に居住する者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国に居住する株主（その者に適用ある外国の法令により、かかる制限を受けない機関投資家等を除く。）は、かかる点につき注意を要する。

特に、本新株予約権の募集は、米国証券法ルール801に基づく登録免除の対象となっている。従って、米国居住者が本新株予約権の割当てを受けた場合、その割り当てられた新株予約権の転売を、レギュレーションSに従う取引以外で行うことは、同ルールの規定により禁止されている。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	62,816,288株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込み数である（本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1,800円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	113,069,318,400円 上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、1,800円とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年7月5日から平成25年7月30日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>4 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。</p> <p>(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていない。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。）。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

2 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

3 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成25年7月5日（金）から平成25年7月30日（火）までであるが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成25年7月30日（火）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となる。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程（以下「標準処理日程」という。）によれば、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されている。標準処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年7月29日（月）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となる。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要がある（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に更に時間を要する可能性がある。）。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなる。

#### 4 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 5 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。なお、大阪証券取引所は、平成25年7月16日付で株式会社東京証券取引所と現物市場を統合する予定。）において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定である。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成25年5月31日）となり、上場廃止日は本新株予約権の行使期間の満了日の4営業日前（平成25年7月24日）となることが予定されているが、変更されることがある。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができる。なお、適用ある法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げない。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われる。

#### 6 当社株主の権利

会社法第192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その单元未満株式の買取りを請求することができ、また、当社株式の売渡請求権（当社定款にその定めがある。）もあることから、当社に单元株主となる株式数に満つるまで当社株式の買い増しをすることが可能である。なお、本件の株主確定日である5月30日から起算して4営業日前までに当社株式を株式市場で売却することで、当社の新株予約権の割当てを受けないことも可能である。

#### （3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

また、本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」という。）については、行使期間の満了時において特段の手続を経ることなく消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われない。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
113,069,318,400	1,148,480,208	111,920,838,192

- （注）1 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使時の払込金額にてすべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額（113,069,318,400円）であり、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。
- 2 発行諸費用の概算額には、各口座管理機関への事務手数料565,346,592円、登記費用395,892,614円、フィナンシャル・アドバイザーへの業務委託報酬20,000,000円、その他諸費用（日本法及び米国法の各弁護士報酬、信託報酬、及び広告費等）167,241,002円を含み、消費税等は含まれていない。
- 3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

## (2)【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てによる資金調達については、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の行使状況により変動する。以下は、本新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合における手取金(上記(1)記載の差引手取金概算額)の使途を記載している。

本新株予約権無償割当てによる資金調達の背景

当社は株式会社一光商事として昭和52年3月に中小企業及び個人事業主向けの商業手形割引や手形貸付け等の貸金事業からスタートし、事業者向け金融業の拡大を図り、平成10年9月大阪証券取引所市場第二部に上場したが、平成12年の商工ローン問題及び出資法の上限金利の引下げ、平成18年の過払利息返還請求問題により営業活動の縮小を余儀なくされた。その後、平成20年3月に藤澤信義氏(現当社代表取締役社長)が、当社株式を対象として公開買付けを実施し当社の筆頭株主となった後、以下のとおり、営業貸付金等を中心とした債権買取りやM&A等を積極的に行うことにより、外部の経営資源を獲得しながら事業基盤の強化、事業規模・事業分野を拡大させてきた。

また、現在当社グループが営む事業分野についても、創業以来営んできた事業者向け貸金事業に留まらず、消費者向け貸金事業、債権管理・回収事業及びクレジットカード事業等を含む国内金融事業、韓国における貯蓄銀行業を中心とした海外金融事業、また、アミューズメント事業、不動産事業及びその他の事業等、当社グループの企業価値の向上に資する分野にその範囲を拡大させてきた。なお、当社は平成22年10月に、グループ各社の事業戦略を包括的に立案し、業務のサポートを行う持株会社体制に移行し、事業活動を展開している。

平成21年3月 阪急電鉄株式会社より株式会社ステーションファイナンス(現 株式会社日本保証)の全株式及び貸付金債権を238億円にて買い取り、当社の連結子会社とする。

平成22年3月 株式会社西京銀行より西京カード株式会社の株式の50%を取得(平成21年5月の30%取得済みと合わせて80%、計10億円にて取得)し、当社の連結子会社とする。

平成22年9月 株式会社ロプロ(現 株式会社日本保証)の全株式を3億円で取得し、当社の連結子会社とする。

平成23年8月 楽天株式会社よりK Cカード株式会社(旧 楽天K C株式会社)の株式(議決権割合97.76%)及び貸付金債権を414億円で買い取り、当社の連結子会社とする。

平成24年3月 更生会社株式会社武富士の消費者向け貸金事業を約252億円にて吸収分割方式により、株式会社ロプロ(現 株式会社日本保証)が承継する。

平成24年4月 株式会社ネクストジャパンホールディングスを株式交換により当社の連結子会社とする。(株式交換による当社発行株式は16億円相当)

平成24年6月 アドアーズ株式会社を支配力基準にて当社の連結子会社とする。

平成24年7月 J Tインベストメント株式会社(旧 ネオラインホールディングス株式会社)の全株式を110億円にて取得し、同社及び同社の子会社である株式会社クレディア、株式会社エーエーディ、N Lバリューキャピタル株式会社の計4社を当社の連結子会社とする。

平成24年8月 当社の連結子会社であるK Cカード株式会社が韓国の株式会社未来貯蓄銀行の一部資産及び負債を承継する受け皿として親愛株式会社を約8億円(120億ウォン)にて設立する。(なお、親愛株式会社は、平成24年10月5日付で、韓国における貯蓄銀行業の認可を取得するとともに、商号を「親愛貯蓄銀行株式会社」へ変更し、同時に約48億円(690億ウォン)の追加出資を実施。) 1ウォン=0.069円

平成25年1月 韓国預金保険公社の管理下にある株式会社ソロモン貯蓄銀行より、消費者向け営業債権を約302億円(3,771億ウォン)にて買い取る。 1ウォン=0.0802円

これらの債権買取りやM&A等の成果もあり、平成20年3月期以降6期連続して当期純利益を計上するとともに配当を実施し、平成25年3月期には連結総資産が218,706百万円、連結純資産が70,895百万円、連結営業収益が55,683百万円、連結経常利益が13,704百万円、連結当期純利益は13,309百万円となった。

当社は、このように当社グループが事業規模及び範囲を拡大することができた主な要因として、a)債権買取りやM&Aを行うという経営戦略を積極的に展開したこと、b)金融機関からの借入りに過度に依存せず、キャッシュフローを重視した経営を行うことにより、適正な手元流動性資金を確保することで機動的かつ効果的な債権買取りやM&Aの実施を可能としたこと、c)M&A実施後においては、リスク管理を基本とした事業運営により、その成果を早期に実現させてきたこと、d)迅速な意思決定を可能とする体制を構築し、外部環境の変化に対応しつつ主要な経営課題に取り組んできたこと、e)不動産評価を含む与信審査ノウハウの蓄積により貸倒れを極力抑えた有担保又は無担保の貸付け及び信用保証を行うことで、信用リスクをコントロールしつつ収益の拡大を図ってきたこと等を挙げることができるものと認識している。

上記のとおり、当社グループは、債権買取りやM&Aを行うことで、事業基盤を強化させると同時に、事業規模及び事業分野の拡大を実現してきた。今後も、既存事業の拡大発展はもとより、国内外を問わない債権買取りやM&Aを行うことで、事業規模を拡大するとともに、当社グループとシナジーを見込むことができる事業分野に新たに進出することで、企業価値の向上を図っていく。

## 資金使途

### (i) 国内外での債権買取り及びM & A等に係る資金

#### ア 国内外の既存事業の強化と今後の展開

##### (a) 国内金融事業の強化及び展開

国内金融事業については、既存事業の拡大を目指すとともに、これまで蓄積してきた各種ノウハウを活用して、以下のとおり、債権買取りやM & A等を含めた幅広い戦略を採用することで、事業基盤を強化しつつ、事業規模・事業分野の拡大を図っていく。

国内金融事業のうち、信用保証事業については、銀行、信用金庫や信用組合を中心に保証業務に係る提携を行い、提携先金融機関を拡大していくとともに、既存の提携先金融機関との関係を着実に強化していく。このような提携先の拡大及び関係強化のための手段の一つとして、相手先金融機関との信頼関係構築のために、資本業務提携を行うことも検討していく。

事業者向け・消費者向け貸金事業、債権管理・回収事業及びクレジットカード事業等については、これまで事業者金融会社あるいは消費者金融会社に対するM & Aを行ってきたが、今後は、信販・クレジットカード事業会社についてもかかる検討を行い、当社グループのノウハウを導入することにより、信販・クレジットカード事業の拡大を図っていく。また、クレジットカード事業については、M & Aによる規模の拡大だけでなく、複数のB to C事業会社との業務提携やM & Aを進め、シナジー効果を発揮させることにより、顧客基盤の拡大等を図るとともに、クレジットカードの決済機能を使ったサービスや商品の多様化により、収益性の向上を図っていく。

##### (b) 国外金融事業の強化及び展開

当社グループは、与信・債権管理回収等のリテール・ファイナンスに係るノウハウ及び国内で蓄積した債権買取りやM & Aの経験を活用した海外市場への進出を企図している。

当社グループは、親愛貯蓄銀行株式会社（以下「親愛貯蓄銀行」という。）を通じ、日本と比較して相対的に高い金利水準となっている一方で、信用情報機関等の金融インフラが先進国並みに整備されている韓国において、新規貸付けや債権買取り業務を展開することによって、高い営業利益率のビジネスモデルを実現している。当社は、今後も他の金融機関の債権買取りやM & Aにより、リテール・ファイナンスを中心に、親愛貯蓄銀行の債権残高を拡大させ、利益の最大化を図っていく所存である。

さらに、当社グループは、新興国における経済成長による恩恵を享受することを目的として、東アジア及び東南アジア等の新興国においても、銀行業を中心とした金融分野での参入を視野に入れている。当社としては、当社グループが日本国内において確立し当社グループの成長の源泉となっているリテール・ファイナンスのビジネスモデルをベースに、進出地域の風土・法規制に応じて業態等にカスタマイズを加えながら移植して、利益率の高い事業展開を行っていきたいと考えている。そのために、債権買取りやM & Aの機会を積極的に追求していく。

##### (c) 国内のその他事業の強化及び展開

上記のとおり、当社グループは、主として国内外の金融事業の強化及び展開に向けた債権買取りやM & A等を推進することを企図しているが、加えて、国内のその他事業についても事業規模・事業分野の拡大を図ることを考えている。

すなわち、不動産事業については、当社の子会社であるキーノート株式会社における不動産担保ローンで培った不動産評価、情報収集力及び不動産活用等の提案力を活かし、既存の戸建分譲事業の強化はもとより、事業環境に応じて、収益用不動産の保有による賃貸経営及び不動産流動化事業等を展開し、収益の拡大を図っていく。

次に、アミューズメント事業については、主力の店舗型アミューズメント施設の運営に加えて、中長期的な観点から、新たな収益の柱を確保するため、アミューズメント事業で培った店舗開発力、店舗運営ノウハウ及び接客力を活かすことのできる新たな事業分野への進出を企図している。

### イ 資本基盤の整備

今後、海外における金融事業へ進出していくにあたっては、現地金融当局の許認可が必要であり、その際に、参入者の財務内容の健全性が求められる。また、銀行を経営していくに当たり、当該銀行に加え、株主である当社においても、財務内容の健全性を維持していくことが求められる。さらに、当社グループが信用保証事業を拡大していくためにも、当社グループの信用力の維持・向上が必要となる。

以上のように、本新株予約権無償割当てを通じて、現時点において十分な手元流動性を確保し、資本基盤を整備することにより、今後の当社グループの債権買取りやM & Aを行い、時代に即応した新たなビジネスを展開していくことが可能となり、ひいては将来の利益成長、企業価値の向上につながるものと考えている。

以上に従い、当社は、本新株予約権の無償割当てにより調達する資金のうち、最大1,094億円を、平成25年8月から平成29年3月までの間に、国内外での債権買取り及びM & A等に充当する予定である。

なお、現時点では、債権買取りやM & A等の具体的な案件は決まっていないが、当社は、常に経済環境及び事業環境を検証し、実施分野、規模及び時期等を見極めた上で、債権買取り及びM & A等を行っていく予定である。今後かかる案件を機動的に実施するためには、早急に可能な限り多額の手元資金を確保するとともに、財務基盤をさらに強化する必要があるところ、足元の株式市場及び金融市場の状況と見込み、当社の株価の推移等を総合的に勘案し、本有価証券届出書提出日において本新株予約権無償割当てを行うことが適切であると判断した。

( )親愛貯蓄銀行への追加出資

上記「(i)ア(b) 国外金融事業の強化及び展開」に記載のとおり、当社は、今後も他の金融機関の債権買取りやM & Aにより、リテール・ファイナンスを中心に、親愛貯蓄銀行の債権残高を拡大させ、利益の最大化を図っていく所存であるが、かかる事業拡大の結果、自己資本比率が低下した場合は、今回の調達資金の一部を当該出資金に充当していくことを検討している。

以上に従い、当社は、本新株予約権無償割当てにより調達する資金のうち、最大で25億円程度を平成25年8月から平成29年3月までの間に、親愛貯蓄銀行に出資することを予定している。当該出資金については、親愛貯蓄銀行において、平成25年8月から平成29年3月までの間に、主として新規貸付け又は債権買取りに利用する予定である。

なお、当社グループは、かつて日本振興銀行株式会社からの融資を受けており、同行の破綻後はその当社グループに対する債権は、株式会社整理回収機構(以下「RCC」といい、当社グループのRCCに対する債務を総称して「RCC債務」という。)に移管されている。当社グループは、RCC債務については、十分な期限の利益を有していることも踏まえつつ、契約に従い返済を行ってきたが、当社の意図に反して、当社グループがRCCを介して、公的支援を受けているような誤解を受けてしまう状況になっている。このため、当社グループは、RCC債務の解消に向け、繰上弁済に係る協議を行っている。

従って、RCC債務の解消について、RCCと合意に至る場合には、平成25年8月以降に、RCC債務(本有価証券届出書提出日現在の残高:225億円、残存期間:6年超、金利:4%(年率)固定)の繰上弁済(最大で現在の残高である225億円)に充当する可能性がある。

なお、上記手取金の使途について重要な進捗がある場合には、本有価証券届出書提出日以後に提出する有価証券報告書及び四半期報告書において継続開示する予定である。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. ノンコミットメント型ライツ・オファリングを選択した理由

当社グループは、株主の利益に配慮しつつ、かつ本新株予約権無償割当ての目的である国内外の既存事業の強化と今後の展開及び資本基盤の整備を実現するため、様々な資金調達方法について、資金調達額、株主の持分の希薄化の影響等を踏まえて慎重に比較検討を進めてきた。その結果、以下の理由により、本新株予約権無償割当て、すなわちノンコミットメント型ライツ・オファリングが、当社グループの企業価値の向上、ひいては当社の株主にとっての最適な資金調達方法であるとの結論に至った。

#### (1) ノンコミットメント型ライツ・オファリングを採用した理由

##### ライツ・オファリングを採用した理由

当社としては、ライツ・オファリングの以下のような特長から、資金調達方法としてライツ・オファリングが最も適した方法であると判断した。

ライツ・オファリングの特長として、全ての株主に本新株予約権を無償で割り当てるという方法を選択することにより、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を広く理解してもらい、また、株主に対しては、保有する株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられるため、株主にとって平等な機会を提供することが可能と考えている。まず、株主は、本新株予約権を行使することによって、各株主の持分の希薄化を回避することが可能である。また、新株予約権無償割当てという形態は、株主による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではあるものの、本新株予約権は大阪証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権を行使しない意向の株主においては、本新株予約権を市場で売却することも可能となっており、本新株予約権を行使しない場合でも持分の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが可能であると考えられる。

##### ノンコミットメント型ライツ・オファリングを採用した理由

当社は、本新株予約権無償割当てに当たって、発行会社が権利行使期間終了後に行使されなかった新株予約権を一括して取得した後、特定の証券会社が発行会社から当該新株予約権を譲り受けた上で行使することを約束し、取得した株式を市場等で売却するスキームであるコミットメント型ライツ・オファリングと、そうした証券会社による一括取得の約束のないノンコミットメント型ライツ・オファリングを比較検討した上で、債権買取りやM&Aを活用した機動的な経営戦略を遂行するための資金を現時点で可能な限り確保しておくという目的に鑑みて、過去事例が多く、証券会社による引受けもないため、調達条件、案件の実施時期や費用等にかかる見込みを立て易く、かつ、これらの調達条件等が当社の意向と合致しているノンコミットメント型ライツ・オファリングを採用することとした。コミットメント型ライツ・オファリングについては、発行会社にとっては、発行時点において調達金額が確定するという利点がある。一方で、当社が企図する資金調達の金額や時期を前提とすると、国内におけるコミットメント型ライツ・オファリングの前例が案件の数及び規模の点で限定されていることや近時の株式市場が急騰しており、不確定要素が多いこと等のために、当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せておらず、また、今後、そのような証券会社が見つかるという確証はなく、当社が期待する時期における資金調達が困難となるおそれがあること、加えて、当社発行済株式数の47.5%を保有している当社代表取締役藤澤信義氏が、下記「2 筆頭株主の権利行使予定」に記載のとおり、同氏に割り当てられる新株予約権を最大限行使する予定である（但し、本有価証券届出書提出日以降本新株予約権無償割当ての行使期間満了日までの当社普通株式の市場価格及びその見込みによってはかかる行使の全部又は一部が行われない可能性もある）旨の意向を当社に表明しており、引受証券会社による未行使新株予約権の行使の約束がなくても、相応の新株予約権の行使が見込まれることなどから、本件においてはノンコミットメント型ライツ・オファリングがより望ましい資金調達方法と判断するに至った。

これらの事情を総合的に考慮し、当社としては、ノンコミットメント型ライツ・オファリングが、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えている。

## (2) その他の資金調達方法の検討について

当社は、ライツ・オフリング以外に以下のような資金調達方法も検討したが、それぞれ以下のような理由により、採用するに至らなかった。

### 金融機関からの借入れ

国内外での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと認識している。

### 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外することとした。

### 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、( i )割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、( )本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額（詳細については上記「2 新規発行による手取金の使途」参照。）及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の持分の希薄化の影響が大きくなることが懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとした。

### 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主が持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の利益及び持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとした。

## 2. 筆頭株主の権利行使予定

当社の筆頭株主でもある当社代表取締役藤澤信義氏より、本新株予約権の権利行使等の予定について、概ね以下の説明を受けております。

本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有することとなる本新株予約権については、最大限行使する意向である。本新株予約権の株主確定日より前に当社普通株式を追加取得し、又は第三者から本新株予約権を追加で取得した上で、本新株予約権を行使する可能性もある。

上記 及び に記載された本新株予約権の行使並びに当社普通株式及び本新株予約権の取得については、同氏の手持ち資金（約100億円）に加えて、その保有する当社普通株式又は本新株予約権の売却その他の処分によって得た資金全額を充当する予定である。

但し、上記 に記載された、同氏の保有する当社普通株式又は本新株予約権の処分については、本有価証券届出書提出日以降本新株予約権無償割当ての行使期間満了日までの当社普通株式及び本新株予約権の市場価格及びその見込みによっては、全部又は一部が行われない可能性がある。

従って、藤澤信義氏の保有する当社普通株式及び本新株予約権の売却状況並びにそれらの見込みによっては、同氏に割当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、また逆に、本新株予約権無償割当て後に同氏が保有する株式の、当社の発行済株式数に対する割合が増加する可能性もあるなど、本有価証券届出書提出日現在においては、同氏による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況にある。

## 第2【売出要項】

該当事項なし。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月9日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月13日に関東財務局長に提出

#### 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月23日に関東財務局長に提出

## 9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月13日に関東財務局長に提出

## 10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月4日に関東財務局長に提出

## 11【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月5日に関東財務局長に提出

## 12【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月7日に関東財務局長に提出

## 13【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月14日に関東財務局長に提出

## 14【訂正報告書】

訂正報告書（上記12の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年2月28日に関東財務局長に提出

なお、当社は、平成25年6月28日頃を目処に、事業年度第37期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書を関東財務局長に提出する予定である。

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項を記載したものである。なお、「事業等のリスク」について、以下の内容は一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 罫で示している。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではない。

### 1 対処すべき課題

わが国経済は、東日本大震災後の震災復興需要や金融緩和による底堅い個人消費に支えられ、また、昨年末の政権交代以降の経済政策への期待から円安・株高が進行するなど景気回復の期待感が膨らんできたが、欧州債務問題の長期化や新興国経済の成長鈍化による世界経済への悪影響などの懸念材料から引き続き先行き不透明な状況で推移した。貸金業界においては、消費者向け無担保貸付における新規貸付契約件数や、過払金返還額が前年比改善傾向にあるなど、急激に縮小したマーケットによろやく一定の歯止めがかかりつつあり、やや明るい兆しも見え始めてきた。不動産業界においても、震災後落ち込んだ取引も、政府による住宅取得に関する各種優遇政策や低金利等を背景に落ち着きを取り戻しつつあるが、依然として所得・雇用環境は厳しく、本格的な回復には至っていない。さらにアミューズメント関連業界においても、娯楽関連消費の節約志向なども相まって、業績が低迷するなど当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

このような厳しい経営環境の変化に柔軟に対応するために、当社グループでは従来の事業者向け貸付業務にとどまらず、消費者向け貸付業務、信用保証業務、クレジットカード業務、債権買取業務、不動産事業、アミューズメント事業、システム関連

事業、印刷事業、海外金融事業など幅広い分野で市場環境変化に対応したマーケティング戦略に努めてきた。

今後においても、日々刻々と変化する時代の変化を捉え、当社グループが展開するコアビジネスとの相乗効果が見込まれる事業への積極的な業容拡大など時代に即応した新たなビジネスモデルの構築を図るとともに、新たな収益源の確保を模索し続けることが重要な課題と考えている。

また、当社グループは、積極的なM & Aや組織再編を行った結果、平成25年3月31日現在におけるグループ会社数は当社を含め20社、従業員数は2,105名となっている。このように業容が拡大していくに従い、今後も「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた体制整備の一環として、当社だけでなく当社グループ全てにおいて、内部監査体制の一層の充実強化、リスクマネジメントやコンプライアンス体制の充実を図っていくことも大きな課題と考えている。また、外国の事業法人を子会社としたことにより、国内のみならず、その所在国における各種法令、社会規範や倫理観その他広く社会のルールの遵守も含めて、内部統制を強化していくことも大きな課題であると考えている。

## 2 事業等のリスク

### (1) 法的規制等について

#### 貸金業法の業務規制について

平成19年12月に改正・施行された「貸金業法」に基づき、行為規制の強化、業務改善命令の導入、強力な自主規制機関として日本貸金業協会の設立等が実施され、平成22年6月より、上限金利引下げ、総量規制の導入等が行われている。当社グループは、日本貸金業協会作成の貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則において定められた過剰貸付防止等の規定に基づき、与信の厳格化に努めている。今後、各種規制がさらに強化された場合、利益の減少や新たな規制への対応コストの増加など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

#### 貸出上限金利について

当社グループの平成19年6月17日以前に契約締結した貸出債権における貸出金利には、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額（元本が10万円未満の場合年20%、10万円以上100万円未満の場合年18%、100万円以上の場合年15%により計算した金額）を超過する部分がある。

また、当社グループは、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成18年10月13日 業種別委員会報告第37号）を踏まえ、利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えた利息返還損失引当金を計上しているが、今後、債務者等からの利息返還請求が当社グループの想定以上に大幅に増加した場合、利息返還による損失が膨らみ、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

#### 割賦販売法の業務規制について

当社グループは、クレジット・信販業務において「割賦販売法」に基づく各種規制を受けている。同法は平成21年12月に改定され、「割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与すること」との目的のもと、「与信契約のクーリングオフ」「既払い金返還」「過剰与信の禁止」「信用情報機関の利用義務付け」「カードの適切な管理」など、消費者保護に関する規定が多く盛り込まれている。

また、信販業務の提携先は「特定商取引に関する法律」の適用を受ける取引類型である「特定継続的役務提供」が大半である。同法は「割賦販売法」と同様に平成21年12月に改定され、「過量販売契約の解除」など消費者保護のため規制対象の幅が拡大されている。

当社グループは直接的に同法の適用を受けないが、提携先が同法に抵触するような方法で商品販売や役務提供を行った場合、これに関連して当社グループと消費者との間で成立した契約等にも深刻な影響が生じる可能性がある。

#### 貯蓄銀行業務に関連する業務規制について

当社グループは、韓国の貯蓄銀行業務において韓国の金融委員会が定める基準（自己資本比率）を維持する必要がある、この基準を維持できない場合には経営改善命令他が発動され、さらにこの命令に従わない場合は韓国の金融委員会から業務の全部又は一部停止等を含む様々な命令を受けることとなる。

自己資本比率が大きく低下する可能性としては、信用リスクその他様々なリスク要因が単独又は複合的に発生する場合が考えられ、当社グループでは自己資本比率について基準以上を維持するため様々な施策を行っているが、このような事象が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### 宅建業法の業務規制について

当社グループは、不動産事業において「宅建業法」をはじめとする関連法令に基づく各種規制を受けている。これらの

法令等が改正された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

— サービサー法の業務規制について

当社グループは、債権買取業務において、「サービサー法」に基づく各種規制を受けている。これらの法令等が改正された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

— アミューズメント事業に関連する法令及び条例等について

当社グループは、アミューズメント事業において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」をはじめとするアミューズメント事業に関連する様々な法令や諸規制による規制を受けている。当社グループでは、同法及び関連法令や諸規則を遵守しつつ積極的な事業活動を行っているが、これらの法令等が改正された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

— 印刷事業の業務規制について

当社グループは、印刷事業において、製造物責任、私的独占の禁止等、環境・リサイクル、特許等関連の法的規制を受けている。当社グループでは、これら法的規制の遵守を基本として事業を展開しているが、今後、これら法的規制の強化等が実施された場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

— 個人情報保護法について

当社グループは、平成17年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律」における個人情報取扱業者に該当している。当社グループにおいては、個人情報取扱い及び情報管理等に関する「個人情報保護方針」を定め、個人情報漏洩を未然に防ぐための規程並びに社内体制の整備を図っている。

また、当社グループでは、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者に対して認定される「プライバシーマーク」（一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC））の取得や、情報セキュリティの維持・管理において「個人情報保護法」より高度なレベルである「ISO27001」認証（一般財団法人日本情報経済社会推進協会（旧 日本情報処理開発協会：JIPDEC））の取得を通じて、顧客に対していっそうの安心と継続的なサービスの提供が可能となるよう、さらに日々業務の遂行に努めている。

しかしながら、万が一不測の事態により、個人情報の漏洩又は個人情報保護法等に違反した場合には、同法による制裁を受けるだけでなく、社会的信用の失墜や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

## (2) 信用リスクについて

### 貸出債権の貸倒リスク

#### ( )不良債権について

当社グループは、貸出上限金利の引下げに対応すべく、リスクの高い無担保貸付から有担保貸付への移行を推進するなど、リスク管理を徹底し、債権の良質化を図っている。

今後も貸出債権のリスク管理には十分留意していくが、経済情勢並びに金融情勢の大幅な変化等により債務者等の状況が悪化した場合、その結果として不良債権が増加し、当社グループの貸倒費用の増加及び財政状態の悪化につながる可能性がある。

また、同業他社が法改正への対応として、一斉に回収の強化や貸し渋りを行った場合、同業他社からの借入もある顧客の自己破産等が増加するなどにより、貸倒費用が増加し、当社グループの業績及び財政状態の悪化につながる可能性がある。

#### ( )貸倒引当金等について

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。また、信用保証業務への参入に伴い、債務保証損失引当金を計上している。

なお、経済情勢並びに金融情勢の大幅な変化等により債務者等の状況が悪化した場合、各種引当金計上時点における前提及び見積りと乖離し、その結果として各種引当金が増加し、当社グループの業績及び財政状態の悪化につながる可能性がある。

### 売掛債権の貸倒リスク

当社グループは、取引先に対して売掛債権などの信用リスクを有している。

当社グループでは債権回収リスクに留意し、債権保全の強化、与信管理体制の強化を推進しているが、顧客先の売上動向によっては売掛債権の貸倒リスクが高まる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

### 貸付金の貸倒リスクについて

当社は、平成24年7月1日付で、株式会社ネクストジャパンホールディングスを吸収合併したことにより、同社がGF投資ファンド投資事業有限責任組合（以下、「GFファンド」という。）との間で締結した金銭消費貸借契約を承継している。契約締結の前には同ファンドの資産及び財務内容を確認し、貸付金相当分の担保の差し入れを受けており、さらに当社の貸付債権を優先的に担保すべく、GFファンドと有限責任組合員の間で有限責任組合員を劣後貸付人とする劣後特約付金銭消費貸借契約を締結しており、GFファンドが当社に対する元利金の弁済に対して資金が不足する場合、劣後貸付人がその不足額を同ファンドに対して貸し付けることを約している。また、同ファンドを構成する有限責任組合員も当社の貸付債権を十分担保するだけの収入を継続的に得ており、資産についても相当に保有していることも確認しているため、特段問題はないと考えている。しかしながら、何らかの理由でGFファンドが当社に対し債務不履行等を生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

## (3) 市場リスクについて

当社グループは、海外事業を営んでおり、為替相場の変動リスクにさらされている。海外事業においては、売上、費用、資産等を連結財務諸表の作成時に円換算するため、換算時の為替相場が予想を超えて大幅に変動した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、アミューズメント機器用品の販売業務において、アミューズメント機器用品の一部を海外から仕入れているが、今後の事業展開によっては海外からの輸入割合が増加すると予想される。輸入の際の為替リスクを回避するため、円建取引決済へのシフトを行う等リスクヘッジの対策を検討しているが、為替リスクを完全にヘッジできるという保証はなく、為替相場が短期間で乱高下した場合には、売上原価の上昇により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。



#### (4) ビジネスリスクについて

##### ― 業務拡大のリスクについて

当社グループでは、事業再編や当社グループが展開するコアビジネスとの相乗効果が見込まれる事業へ積極的に業務を拡大しているが、事前に十分な分析・調査等を実施したにもかかわらず、これらの事業再編・業務拡大等がもたらす影響について、想定したビジネス戦略が有効に機能せず、戦略自体の変更を余儀なくされるなど、当社グループが予め想定しなかった結果が生じる可能性も否定できないことにより、以下のようなリスクや課題が存在する。

- ・新たなビジネス戦略が想定通り機能するとは限らず、収益があがらないこと。
- ・新たなビジネスを統轄・管理・遂行する能力を持った人材を確保し、育成していかなければならないこと。
- ・新たな事業に取り組むに当たり、法的またその他のリスクに直面する可能性があること、またその管轄当局から指導を受ける可能性があること。

また、上記以外にも業務拡大について、当社グループがかつて経験したことがない、また経験の乏しいリスクや課題に直面する可能性もある。このような事象に適切に対処することができなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

##### ― 業務提携先について

当社グループは、複数の金融機関と信用保証業務等において業務提携を行っているが、当社グループ又は業務提携先の業績が悪化した場合には業務提携の解消など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

##### ― 不動産事業に関するリスクについて

不動産事業及び金融事業において、不動産販売業務や、不動産担保貸付又は不動産担保貸付に対する信用保証業務を行っており、今後さらに拡大していくことを予定している。

今後、国内の不動産価格が下落した場合や不動産の流動性が悪化した場合などには、当社グループの不動産事業における業績が悪化する可能性があるとともに、不動産担保貸付及び不動産担保貸付に対する信用保証業務における不動産の担保価値が毀損し貸倒引当金の設定額に影響するなど、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性がある。

##### ― アミューズメント事業に関するリスクについて

アミューズメント事業では、新規出店先の選定について賃借料や保証金・敷金等の出店条件、商圈人口等を総合的に勘案の上決定し、運営店舗の個別採算性を重視した店舗展開をしており、規模の拡大を急がず、個店毎の競争力を高めてマーケットシェアの確保を重視する方針であるが、今後、出店条件に合致する賃借不動産がなければ出店予定数を変更せざるを得ず、また、出店後も賃貸人等の破綻や方針変更等により、予期しない閉店や保証金・敷金等の回収不能等の発生が余儀なくされ損失が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社グループはフランチャイズシステムにより「J」C L U B 100」の店舗展開を行っているが、フランチャイズチェーン本部の指導に従わないフランチャイズ加盟店が発生した場合、ブランドイメージが損なわれたり、フランチャイズ加盟店が収益性、簡便なオペレーションなどに関し期待するメリットを享受できなかった場合、トラブルまたは訴訟に発展する可能性がある。

さらにアミューズメント機器等の調達に関し、機器メーカーとは、安定的な取引関係にあるが、これらの購入先の販売方針の変更等があった場合や、アミューズメント機器用景品の販売において、仕入先である海外の取引先との関係悪化、や取引先の倒産等の理由で調達ができなくなるなどの事情で顧客への販売が不可能になり、顧客に対し多大な不利益を及ぼすこととなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

— 投資事業におけるリスクについて

当社グループは、投資事業において事業のシナジー性、商品力やサービス力などを総合的に判断した後、投資先を選定しているが、これは金融市場に加えて、政治・産業等の動向に大きく影響を受けることが考えられる。これらの外部要因により投資環境が悪化することによって、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

— その他の事業に関するリスクについて

当社グループは、中小企業、個人事業主及び不動産業者を対象とした事業者向け金融事業や一般個人を対象とした消費者向け金融事業をはじめとする幅広い事業を展開している。これらの事業には様々な不確実性が存在するため、今後、想定を超えるリスクが発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

— 訴訟について

当社は、現在、A & Pフィナンシャル貸付株式会社から更生会社株式会社武富士（現：更生会社TFK株式会社）のスポンサー選定プロセスに関し、共同不法行為を行ったとして、損害賠償請求が東京地方裁判所へ提起されている。また、同社の代表取締役である崔潤氏個人からも、上記共同不法行為により損害を被ったとして、損害賠償請求が東京地方裁判所へ提起されているが、両事案とも原告の訴えについては全く根拠がないものと考えており、当社グループの事業に重大な影響を及ぼすものではない。

また、その他当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟の提起や係争の発生はないが、今後についても訴訟等のリスクを回避するために契約書等の作成に当たっては、弁護士等の専門家からの助言を得ながら、リスクの最小化を図っていく。しかしながら、現在係争中の事案における敗訴や、将来において法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因とした訴訟等が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(5) 資金調達について

当社グループは、資金調達の多様化を図っているが、金融情勢の変化による調達コストの上昇や資金調達そのものが困難となった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性がある。

(6) 経済環境・外部環境に関するリスク

— 競争について

当社グループの主要事業である消費者向け・事業者向けの金融業界は、金融業界再編に伴う合併、業務提携による異業種からの新規参入、貸出債権の良質化に対応した顧客層への営業力強化などにより、顧客獲得競争が一層激化する可能性がある。このような事業環境において、優位な競争力を得られない場合に、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性がある。

不動産業界は、大手企業を含む多数の事業者が存在している。不動産業の中でも不動産流通業は、多額の資本を必要としないことから、一般的に参入障壁が低いと言われており、競争は大変厳しいものとなっている。また今後においても、さらなる競争の激化に直面するものと考えられる。当社グループには、優れた人材や独自の営業システムが存在すると考える一方で、将来においては競合他社の台頭等により、現在の優位な競争力が得られない場合に、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性がある。

また、アミューズメント業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、今後も業界内の再編及び淘汰が進むものと思われる。当社グループにおいては、他社との差別化及び優位性創出に努めているが、競合他社と比べて直営店舗の顧客サービスレベルが低下した場合、もしくは顧客ニーズの変化への対応が遅れた場合、各店舗の業績は計画通りに推移する保証は無く、今後の当社グループの出店施策及び事業展開に影響を与える可能性がある。

さらに、設計・施工事業は、パチンコホール及びアミューズメント施設の内外装工事を主として受注している。内外装工事は従業員が数人の会社まで含めると約30,000社が事業を行っており、これにより受注単価の変動が激しく、また受注競争も激しくなっている。多くの業者の受注競争によっては、工事受注の獲得に支障をきたす可能性や、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

また、印刷業界において、商業印刷物の受注は景気の動向に左右される傾向が強く、企業間競争による販売価格の低迷が続いているが、さらに競争が激化した場合には受注価格を低下させる要因となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

— 風評等に関するリスクについて

当社グループは、当社グループに損害を与えかねない風評等には十分留意しているが、風評等やそれによって当社グループの経営の根幹に関わるような問題が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を実施することでその損害を最小限度に止める体制を取っている。しかしながら将来においては、必ずしも当社グループの責めによらない、またコントロールすることが困難な様々なトラブルに巻き込まれる可能性もある。このような事象が発生した場合、又は適切に対処す

ることができなかった場合には当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

#### — 自然災害等に関するリスクについて

大規模な地震、津波、台風等の災害により、当社グループの保有する店舗や施設等への物理的な損害、従業員への人的被害又は顧客への被害があった場合や、災害に起因する社会的要請等があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

特に、アミューズメント施設運営事業上の大半は有人型店舗の有人消費により構成されており、出店地域も一部の店舗を除き首都圏に集中しているため、首都圏を中心とした大規模災害が発生した場合、一時閉鎖もしくは営業活動の継続が難しい状況に陥る可能性がある。当社グループではこれらの大規模災害発生時のBCP（Business Continuity Plan）に基づく災害対策本部の設置や緊急連絡体制の通報訓練を実施するなど、社員啓蒙を含め、迅速かつ円滑に対処ができる体制を強化しているが、想定を大きく超える災害が発生した場合、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性がある。

#### — 少子化問題について

アミューズメント施設運営事業は、独自のノウハウに基づいた高効率な営業を展開しているが、個店の業績においてはその店舗毎の特性によって、商圈人口や若年層人口の分布にも相応の相関関係を有している。こうした背景から少子化問題が進行した場合、将来的に当社グループの業績に影響が出る可能性がある。このため、中長期的な人口推移を含めた出店施策を進めるとともに、若年層のみならず幅広い年代層に受け入れられる店舗・運営サービスの研究を積極的に取り組んでいる。

#### — カントリーリスクについて

当社グループは、新たな収益基盤の確立を目的として、海外市場に進出し事業展開を行っている。これらの在外会社については、所在国における市場動向、競合会社の存在、政治、経済、法律、文化、宗教、習慣や為替、その他の様々なカントリーリスクが存在している。法律・規制の変更や、予期せぬ政治・経済の不安定化及びテロ・戦争・その他社会的混乱等が実際に発生した場合、当社グループの事業活動が期待通りに展開できない、もしくは事業の継続が困難となり、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性がある。

### (7) オペレーショナルリスクについて

#### — 財務報告における内部統制について

「金融商品取引法」における開示制度拡充の一環として、平成20年4月以降開始する事業年度より上場企業等に対し、内部統制の構築・評価とその開示を求める「内部統制報告制度」が導入されている。監査法人による内部統制監査の結果、当社グループ内の内部統制に重大な欠陥等が指摘され、限定意見等が付された場合には、市場等からの当社に対する評価や企業イメージ等の低下により、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

#### — コンプライアンスリスクについて

当社グループは、金融商品取引法、貸金業法等の各種法令を遵守する必要がある。また、法令に限らず、社会の良識や常識といった社会規範や倫理観など広く社会のルールを遵守することが求められている。

当社グループはコンプライアンス体制の整備に努めているが、不祥事が発生した場合や社会規範が遵守されなかった場合には、罰則の適用や社会的信頼の失墜などにより当社グループの営業に影響を与えるほか、市場等からの当社グループに対する評価や企業イメージ等の低下により、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

#### — 情報ネットワークシステム、インターネットサービス等又は技術的システムに生じる混乱、故障、その他の損害について

当社グループは業務を適切に管理・運営するために内部及び外部の情報及び技術システムに依存している。当社グループが使用するハードウェア及びソフトウェアは、人為的過誤、自然災害、停電、サイバー攻撃、テロ活動、コンピューターウイルス及びこれに類する事象、また電話会社及びインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断等によって悪影響を被る可能性がある。

当社グループにおいては、事業継続に重大な影響を与える自然災害や火災、事故等の発生時に被害を最小限に留めることができるよう、コンピューターシステムのバックアップ体制を構築している。しかしながら、想定を超える規模の地震、台風等の自然災害等が発生した場合には、営業の中断を余儀なくされる可能性がある。

#### — 人材の育成及び確保について

当社グループでは、豊富な経験、各事業分野における高度な商品知識など専門性を持った人材を必要としている。しかしながら、企業間の人材獲得競争は激しさを増しており、そのため、当社グループでは教育・研修制度の充実、従来の年功序列型賃金体系の見直しや内部昇格制度の見直しを図るなど、優秀な人材の確保・育成に尽力しているが、重要な人材を十分に確保できない場合や、雇用している有用な人材が退職した場合、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性がある。

#### — 代表者への依存について

当社グループの事業の推進者は、当社の筆頭株主であり、代表取締役社長でもある藤澤信義である。同人は、経営方針や戦略の決定をはじめ、営業、技術、財務の各方面の事業推進において重要な役割を果たしている。このため、当社の役員の人事も含め当社グループの最終決定における同人の影響力は大きいものと考えられ、その決定により当社グループの事業が左右される可能性がある。

当社グループでは、同人に過度に依存しない組織体制の整備や経営体制の構築を推進しているが、現時点で同人が離職又は業務執行が困難となるような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

Jトラスト株式会社 本店

（東京都港区虎ノ門一丁目7番12号）

Jトラスト株式会社 大阪支店

（大阪府中央区北浜四丁目4番12号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

（注1）平成25年6月24日付で大阪支店は下記に移転する予定である。

大阪府都島区東野田二丁目8番8号

（注2）株式会社大阪証券取引所は、平成25年7月16日付で株式会社東京証券取引所と現物市場を統合する予定である。

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

#### 第五部【特別情報】

該当事項なし。